金山同窓会会則

- 第1条 本会は金山同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を群馬県立太田高等学校に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の教育振興と地域社会の文化発展に寄 与することを目的とする。
- 第4条 本会は県内県外の各地区にそれぞれ支部を置くことができる。
- 第5条 本会は下記の会員をもって組織する。
 - 1. 正会員 群馬県立太田中学校、同高等学校を卒業した者
 - 2. 準会員 母校に在学する者及び在学した者
 - 3. 特別会員 母校に在職する教職員
 - 4. 名誉会員 歴代校長
- 第6条 本会には下記の役員を置く。
 - 1. 名誉顧問 (会長が必要と認めたときに置くことができる)
 - 2. 名誉会長 1名 (前会長がその任にあたる)
 - 3. 名誉副会長 若干名 (同窓国会議員・県議並びに同窓首長がその任にあたる)
 - 4. 相談役 若干名 (元同窓会長・同窓の本校校長経験者とする)
 - 5. 顧 問 1名 (学校長がその任にあたる)
 - 6. 会 長 1名
 - 7. 副会長 若干名 (内2名は支部長会議議長・教頭とする)
 - 8.会計 若干名 (内1名は事務長がその任にあたる)
 - 9. 監 查 若干名
 - 10. 幹事若干名(卒業年度別)
 - 11. 支部長 各支部1名 副支部長 若干名
 - 12. 支部長会議議長 1名 副議長 1名
 - 13. 編集委員 若干名
- 第7条 役員の任期は2ケ年とする。但し、再任を妨げず。選出方法は下記の通りと する。
 - 1. 会長及び副会長は総会で選出し、承認を経るものとする。
 - 2. 名誉会長、名誉副会長並びに相談役は会長が推戴する。
 - 3. 幹事は会長が委嘱し、幹事長(1名) 幹事長代行(若干名) 副幹事長(若 干名) は幹事の互選により、会長が任命する。
 - 4. 会計、監査は会長が委嘱する。
 - 5. 正副支部長は支部会員の互選によるものとする。
 - 6. 支部長会議議長・副議長は支部長の互選により、会長が任命する。
 - 7. 編集委員は本部役員会の承認を経て会長が委嘱する。

- 第8条 役員の任務は下記の通りとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。また、総会、各種役員会を招集する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
 - 3. 会計は本会の金銭の出納を掌る。
 - 4. 監査は本会の会計を監査する。
 - 5. 幹事は幹事会を組織し、会務を執行する。
 - 6. 正副支部長は支部会を組織し、会務を執行する。
 - 7. 支部長会議議長・副議長は、支部長会議を開催し、会務を執行する。
 - 8. 編集委員は編集委員会を組織し、会務を執行する。
- 第9条 事務局に下記の係を置き、会長委嘱により事務処理にあたる。
 - 1. 事務局長 1名
 - 2. 庶務係 2名
 - 3. 会計係 2名
- 第10条 本会には本部役員会を設け、顧問、会長、副会長、会計、幹事長、副幹事長、 事務局職員をもって構成し、本会の企画運営にあたる。
- 第11条 本会には「金山」編集委員会を設け、委員長、若干名の委員をもって構成し、 本会の広報事業を推進する。
- 第12条 本会には文化育英委員会及びスポーツ振興委員会を設け、委員長、副委員長、 若干名の委員をもって構成し、太田高等学校の諸活動を後援し、事業発展を はかる。
- 第13条 本会は毎年1回総会を開き、必要に応じて臨時総会、幹事会、支部長会議、 編集委員会、文化育英委員会、スポーツ振興委員会を開く。
- 第14条 本会の経費は下記の通りとする。
 - 1.入会金
 10,000円
 (卒業時に納入)
 - 2. 終身会費 10,000円
 - 3. 賛助金
 - 4. 寄付金 随時
- 第15条 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。
- 第16条 本会の収支決算は毎年総会においてこれを報告する。
- 第17条 本会の会則の改正は総会の決議により行う。
- 第18条 本会の慶弔規定は別にこれを定める。
- 付 則 本会則は平成31年1月20日より施行する。